

# 第13次地方分権一括法による 地方独立行政法人法の改正について

---

令和5年6月  
総務省自治財政局財務調査課

# 地方独立行政法人制度の概要

## 地方公共団体

地域において確実に実施される必要がある事務・事業

地方公共団体が直接実施する必要がないものの、民間に委ねては確実な実施を確保できないもの

議会の議決  
(定款策定)

総務大臣等の認可

設立

## 地方独立行政法人

中期目標  
中期計画

業務運営  
の改善

事務・事業  
の実施

実績評価

## 対象業務

①試験研究 ②大学の設置・管理等 ③公営企業相当事業 ④社会福祉事業 ⑤窓口関連業務 ⑥公共的施設の設置管理

## 目標による管理と評価の仕組み

- ・中期目標は、設立団体の長が議会の議決を経て策定
- ・中期計画は、法人が作成し、設立団体の長が認可
- ・年度計画は、法人が作成し、設立団体の長に届出
- ・毎事業年度終了後、法人の業務実績を設立団体の長が評価

- ・設立団体の長は、法人に対して評価結果を通知・公表、議会に報告
- ・法人は評価結果を中期計画、業務運営の改善等に適切に反映・公表
- ・設立団体の長は、中期目標期間終了時まで、業務継続、組織存続の必要性等を検討・所要の措置を講じる

## 財産的基礎、財源措置等

- ・法人は、必要な資本金その他の財産的基礎を有しなればならず、その出資者は地方公共団体に限る
- ・法人の業務運営に必要な金額は設立団体から交付

- ・法人が徴収する料金の上限は設立団体の長が議会の議決を経て認可
- ・重要な財産の処分等には設立団体の長が議会の議決を経て認可

## 特例規定

- ・公立大学法人、公営企業型地方独立行政法人、申請等関係事務処理法人は特例規定あり

## 解散の手續

- ・法人は、設立団体が議会の議決を経た上で、総務大臣等の認可を受け解散し清算手続を行う

# 公立大学法人に関する主な特例

	公立大学法人	他の地方独立行政法人
法人の設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議会の議決を経て国等が認可</li> <li>※都道府県が設立する場合は、総務・文部科学大臣の共同認可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議会の議決を経て国等が認可</li> <li>※都道府県が設立する場合は、総務大臣の認可</li> </ul>
役職員の任命	<ul style="list-style-type: none"> <li>○理事長＝学長とする(ただし、定款で定めるところにより学長を理事長と別に任命することも可)</li> <li>○学長となる理事長の任命(解任)は「<u>選考機関</u>」の選考に基づいて行われる申出に基づいて設立団体の長が行う</li> <li>○理事長でない学長についても、同様の手続きを経て、理事長が行う</li> <li>○教員の任命についても、大学の意向を尊重する手続きを規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○理事長の任命(解任)を設立団体の長が行う(必要に応じ、公募の活用に努める)</li> </ul>
運営組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運営組織を法令で規定(具体的な構成員、審議事項は定款で規定)</li> <li>・経営審議機関、教育研究審議機関を設置</li> <li>・理事会などその他の機関については、設立団体の判断により、定款等で設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的な運営組織は定款等で規定</li> </ul>
目標・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○設立団体の長が中期目標を策定(法人意見に配慮)</li> <li>○中期目標期間は、<u>6年間</u></li> <li>○地方独立行政法人評価委員会が評価</li> <li>○年度計画・年度評価は実施しない</li> <li>○中期計画に、<u>中期目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標を記載</u></li> <li>○中期目標期間終了時に業務継続の必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたり検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○設立団体の長が中期目標を策定</li> <li>○中期目標期間は、3～5年間</li> <li>○設立団体の長が評価</li> <li>○中期目標期間終了時に組織の存続の必要性も含めて検討</li> </ul>
身分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○非公務員型</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務の内容により判断</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○名称中に「公立大学法人」という文字を用いる</li> <li>○設立団体は大学における教育研究の特性に常に配慮</li> <li>○設立団体の長の認可を受けて債券発行や設立団体以外からの長期借入金が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○名称中に「地方独立行政法人」という文字を用いる</li> <li>○債券発行や設立団体以外からの長期借入金はできない</li> </ul>

# 令和4年の地方からの提案等における提案団体からの意見

※提案団体：山形県、宮城県、神奈川県、長野県、大分県、山陽小野田市

公立大学法人の業務運営は、設立団体が指示した中期目標に基づき法人自ら作成し、設立団体の認可を受けた中期計画にしたがい自律的に行うこととされているにも関わらず、毎年度、実施すべき事項等を年度計画として定め、予め設立団体へ届け出、さらには年度終了後には業務実績報告書を作成し、設立団体の長の附属機関である評価委員会から評価を受けることが義務付けられている。

公立大学法人の大部分は、国立大学法人と比較しても極めて小規模な組織体制であり、当該年度計画に関する業務、とりわけ業務実績報告書の作成及び評価委員会への説明等の対応に忙殺され、リソースを教育の質の向上や地域貢献に資する取組に十分振り分けられない状況が続いている。

また、設立団体側も、評価委員会の運営にあたっては、各部門有識者の選任・任命及び委員に対する業務理解のための事前説明にはじまり、年度評価業務本体は、約3ヶ月前の委員会開催調整等から始動し、膨大な事業実績報告書の確認や事前意見徴取のほか、公立大学法人への聴取等による調査・分析などを踏まえて、評価委員会（1回あたり2時間半程度）にて評価を行うため、事前作業を含め多大な事務量が生じており、業務の効率化が喫緊の課題となっている。

# 国立大学法人法の一部を改正する法律の概要

## 趣 旨

国立大学法人等の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、学長選考会議に学長の職務執行の状況の報告を求める権限を付与し、その名称を学長選考・監察会議とすること、監事の体制を強化すること等の措置を講ずるとともに、小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学を設置する各国立大学法人を統合する等の措置を講ずる。

## 概 要

### 1. 中期計画の記載事項の追加並びに年度計画及び年度評価の廃止

- ①中期計画の記載事項として、目標の実施状況に関する指標を追加する【第31条第2項第3号】
- ②年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価（年度評価）を廃止する【第2条第7項及び第31条の2第1項】

### 2. 国立大学法人等の組織体制の見直し

#### (1) 学長選考会議の権限の追加等

- ①学長選考会議の名称を「学長選考・監察会議」とする【第12条第2項】
- ②同会議は、(3)③の報告を受けたとき又は学長の解任要件に該当するおそれがあると認めるときは、学長に職務の執行状況について報告を求めることができることとする【第17条第4項】
- ③同会議の委員について、学長を加えることができないこととするとともに、理事は教育研究評議会において選出された場合に委員となることとすることとする【旧第12条第3項の削除等】  
※大学共同利用機関法人の「機構長選考会議」についても①～③と同様の措置を講ずる【第26条等】

#### (2) 指定国立大学法人の理事の員数の増加

指定国立大学法人の理事は、2名まで増員できることとする【別表第一備考第3号】

#### (3) 監事の体制の強化

- ①複数の大学を設置する国立大学法人に置く監事の員数を、設置する大学の数に応じて増員する【第10条第1項】
- ②監事のうち少なくとも一人は常勤とする【第10条第2項等】
- ③監事は、学長に不正行為や法令違反等があると認めるときは、学長選考・監察会議又は機構長選考・監察会議に報告することとする【第11条の2等】

### 3. 国立大学法人等による出資の範囲の拡大

- ①指定国立大学法人のみに限定している研究成果活用事業者への出資を全ての国立大学法人等について可能とする(③に関するものを除く)  
【第22条第1項第7号等】
- ②教育研究に係る施設、設備又は知的基盤の管理及び当該施設等の他の大学、研究機関その他の者の利用の促進に係る事業者への出資を可能とする  
【第22条第1項第6号等】
- ③指定国立大学法人について、大学発ベンチャー（大学の研究成果を活用して商品等の開発・提供を行う事業者）への出資を可能とする

### 4. 国立大学法人の統廃合【別表第一】

【第34条の5第1項】

- ①国立大学法人小樽商科大学及び国立大学法人北見工業大学を国立大学法人帯広畜産大学に統合する
- ②国立大学法人奈良教育大学を国立大学法人奈良女子大学に統合する

## 施行期日

令和4年4月1日（ただし、概要中4.のうち準備行為に係る規定は公布日）【附則第1条】

# 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第13次地方分権一括法案）の概要

内閣府地方分権改革推進室

令和5年3月3日閣議決定  
(総務省関係)

## 基本的考え方

◆ 平成26年から、地方分権改革に関する「**提案募集方式**」を**導入**

◆ 「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備を行うもの

※ 対応方針(抜粋):「法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和5年通常国会に提出することを基本とする。」

## 主な経緯等

平成25年

3月 地方分権改革推進本部(本部長:内閣総理大臣)発足

平成26年

4月 地方分権改革に関する提案募集の実施方針 決定  
(以後、第5次～第12次 一括法成立)

令和4年

7月中旬 提案団体からのヒアリング

8月上旬 関係府省からの1次ヒアリング

10月中旬 関係府省からの2次ヒアリング

11月11日 地方分権改革有識者会議「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針案」了承

12月20日 地方分権改革推進本部において、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」決定

” 同方針を閣議決定

令和5年

3月3日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」閣議決定

## 法改正事項の概要

### 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等

① 罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において、被災者の住家に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部利用可能に  
(災害対策基本法)

② 市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画の作成に係る努力義務規定を「できる」規定に見直し  
(交通安全対策基本法)

③ 指定都市等における認定こども園の認定又は認可に係る都道府県への事前協議を事前通知に見直し  
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)

④ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、森林法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(他5法律※)に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能に  
※不動産登記法、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律、農地法、農地中間管理事業の推進に関する法律及び森林経営管理法  
(住民基本台帳法)

⑤ 公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価について、廃止(中期計画に適正な業務運営のための指標を追加)  
(地方独立行政法人法)

⑥ 戸籍証明書等の広域交付について、公用請求を行う市町村による利用を可能に  
(戸籍法)

⑦ 建築確認等を行う建築主事等について、資格者検定の受検時に必要な実務経験を登録までに習得すれば良いこととするとともに、小規模な建築物に係る建築確認等のみを行う建築副主事等として、資格者検定に合格した二級建築士等で一定の実務経験を習得した者からの任命を可能に  
(建築基準法)

# 公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価について、廃止 (中期計画に適正な業務運営のための指標を追加) (地方独立行政法人法)

現  
行

○公立大学法人においては、以下の事項が**毎年度義務付け**られている



- ・年度計画の作成
- ・業務実績報告書を作成し、評価委員会の**年度評価**を受ける

（設立団体の長の  
附属機関）

※国立大学法人においては、  
年度計画、年度評価ともに令和4年4月に廃止

(施行日: 公布の日)

## 支障

- 公立大学法人:  
中期計画(6年)があるにもか  
かわらず**毎年の策定は負担**
- 地方公共団体(設立団体):  
**年度評価に係る事務負担**が大きい



教育の質の向上や地域貢献に  
十分に取組みしていない



見  
直  
し  
後

○国立大学法人の例を踏まえ、  
**年度計画及び年度評価を廃止**(※)

中期計画の期間中の評価が6回→2回に



評価	評価	評価	中間評価	評価	最終評価
1年	2年	3年	4年	5年	6年
			中間評価		最終評価

(※) 年度計画の廃止に伴い、中期計画の記載事項に中期目標を達成するため取るべき措置の実施状況に関する指標を追加。

## 効果

- 地域における高等教育機会の提供や、  
地域社会での知的・文化的拠点として  
の業務を行うことができる

公立大学が**本来の役割に資する業務に  
一層取り組むことが可能に!**

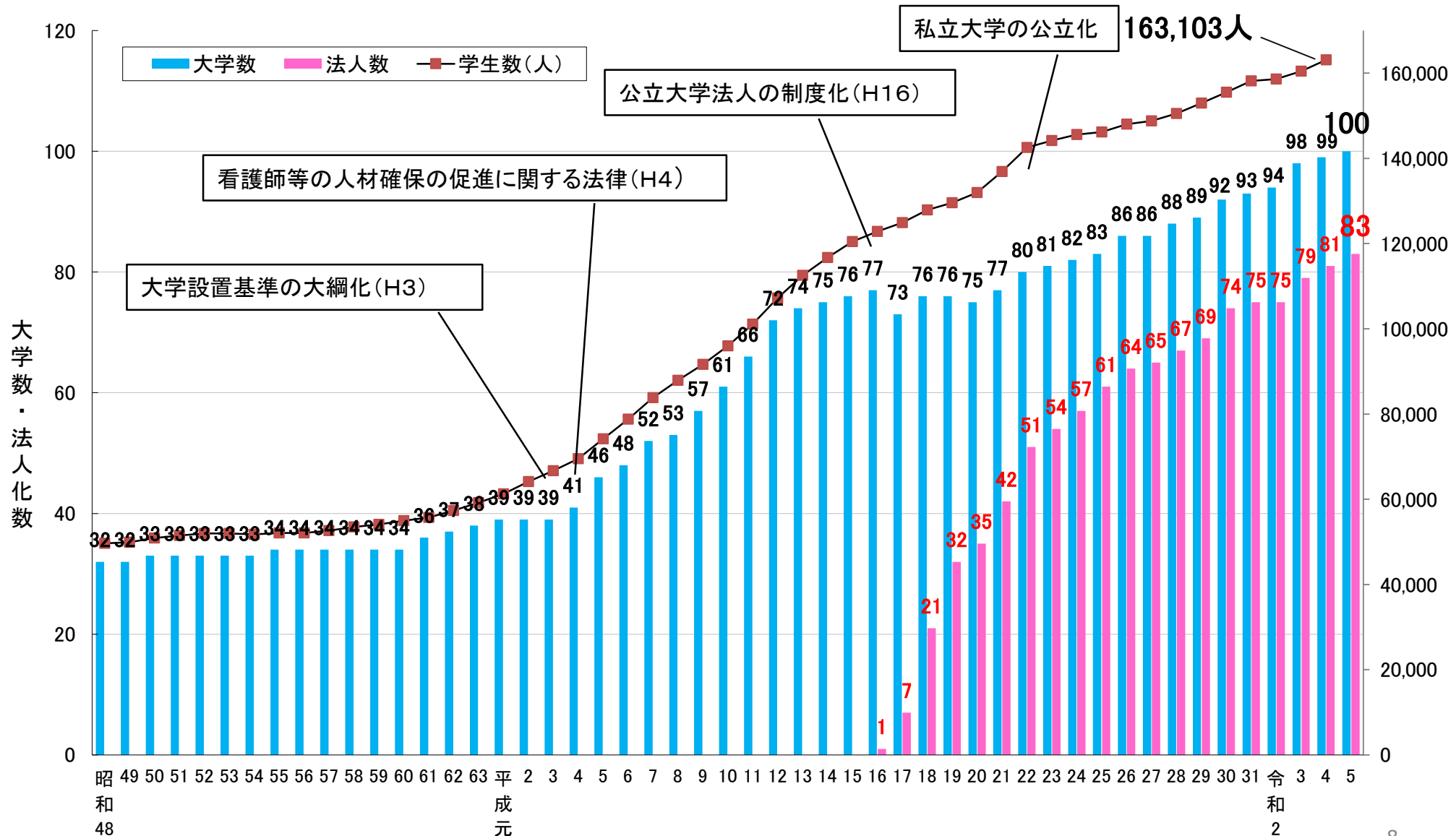


# 參考資料



# 公立大学の大学数・法人数・学生数の推移

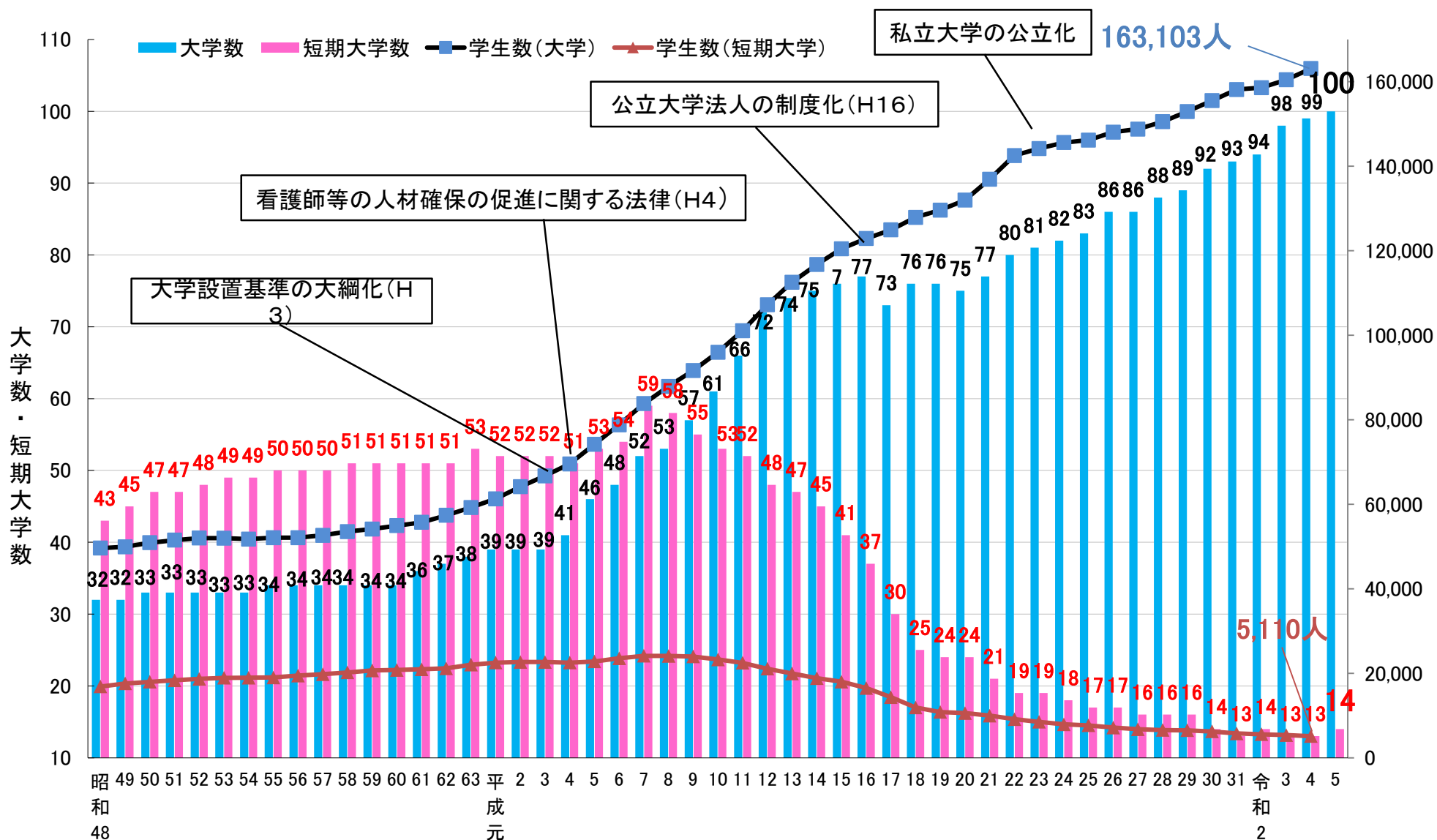
大学数・学生数ともに平成以降急増。法人数も平成16年度の公立大学法人制度導入以降急増。



【出典】学校基本統計 ※大学数に、募集停止の大学は含まない。また、大学数、法人数、学生数ともに公立短期大学分は含まない。

# 公立の大学数・短期大学数・学生数（大学・短期大学）の推移

・大学数・学生数(大学)ともに平成以降急増。一方で、短期大学数は平成8年度、学生数(短期大学)は平成7年度をピークに減少。

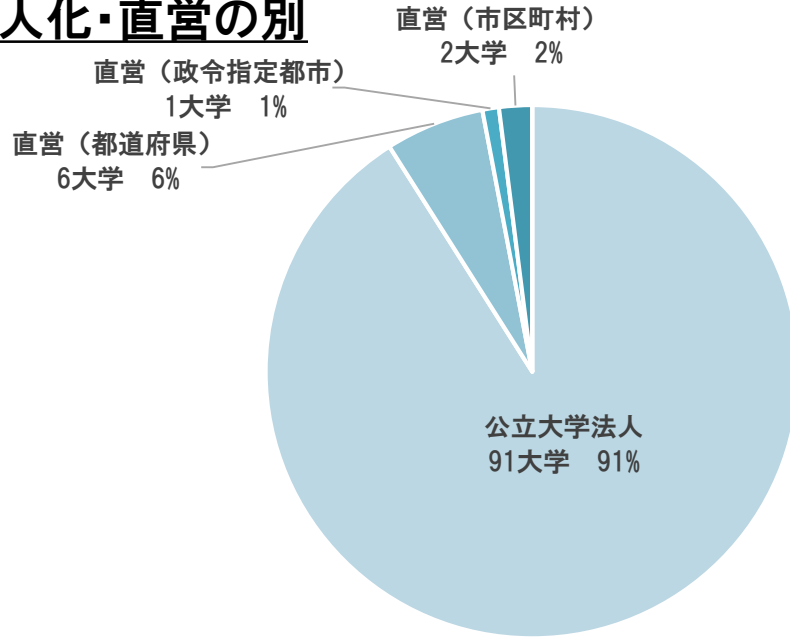


出典: 学校基本統計 ※大学数に、学生募集停止の大学・短大は含まない。

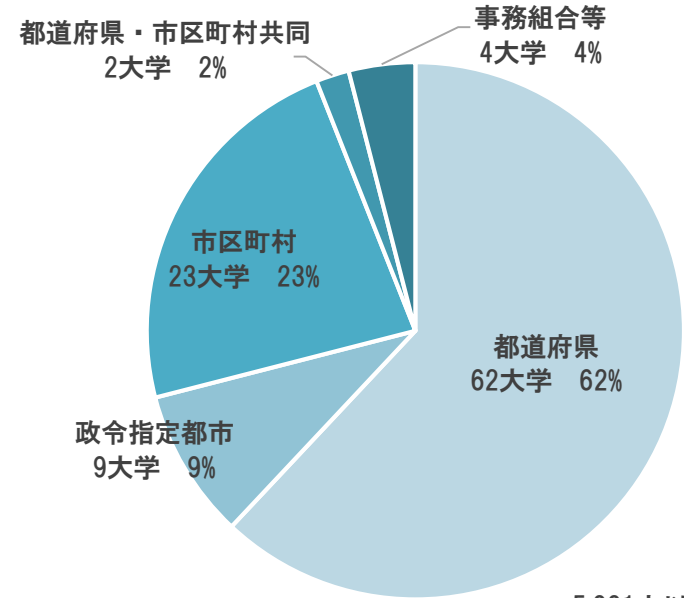
# 法人化・直営の別、設立団体、学部数、収容定員

令和5年4月1日現在

## 法人化・直営の別

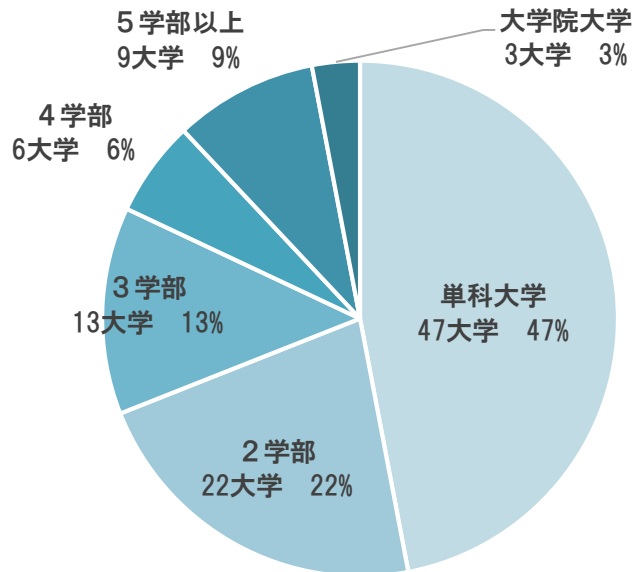


## 設立団体

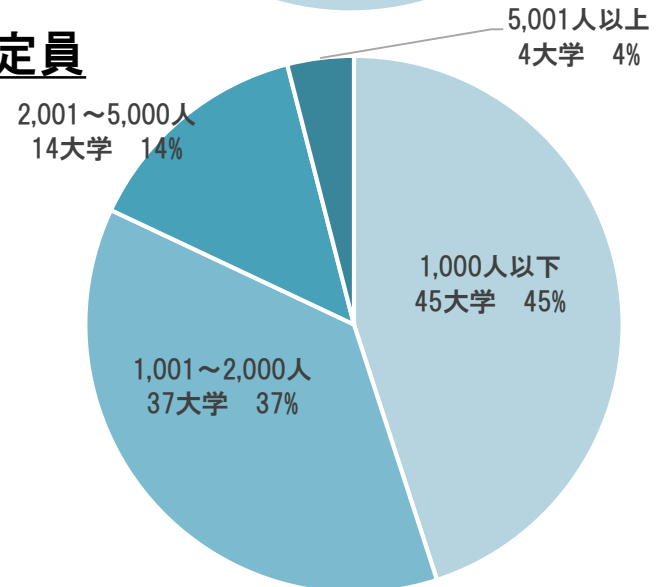


## 学部数

※大学院除く



## 収容定員



# 公立大学に対する地方財政措置

## 普通交付税措置

運  
営  
経  
費

- 地方公共団体が負担する公立大学の運営に係る経費について、普通交付税措置
- 具体的には、①及び②の考え方で算定
- ① 以下により、公立大学の学生1人当たり単価を学部ごとに算出

$$\text{学生一人当たり単価} = \frac{\text{支出(教員の給与費、光熱水費等)} - \text{収入(授業料等)}}{\text{学生数}}$$

【例】 ※令和4年度の数値 (万円)

学部	学生1人当たり単価
医学部	375
理科系学部	146
人文科学系学部	43
社会科学系学部	21

- ② ①の単価に、学部ごとに学生数を乗じて算定

地  
域  
連  
携  
な  
ど  
の  
取  
組  
に  
係  
る  
経  
費

## 特別交付税措置(H29～)

- 公立大学が、地域連携や産学官連携を担う専門の組織(「地域連携センター」)を設置した場合の運営経費について、特別交付税措置

〔対象経費の例〕

- ・地域連携センター専任職員の給与・報酬
- ・知的財産の管理や公開講座の実施経費
- ・地元企業と連携したインターンシップの経費

## 地方債措置(R2～)

- 地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学施設の整備に要する経費について、地域活性化事業債(充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30%)の対象とする

〔対象施設の例〕

- ・産学連携拠点施設
- ・サテライトキャンパス
- ・地域交流拠点施設
- ・地域連携センター



(公立大学法人宮城大学・地域連携センター)